

審 第 6 1 3 号
答 申 第 2 7 1 号
令和3年5月31日

千葉県病院局長 山崎 晋一郎 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年12月4日付け〇〇第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第242号

平成30年11月4日付けで審査請求人から提起された、平成30年8月7日付け〇〇第〇〇号で行った、自己情報開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）が平成30年8月7日付け〇〇第〇〇号で通知した自己情報開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年7月27日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「私が情報公開請求に対する処分に対して異議申立てした件の決定について、その文言が誤っている旨などを指摘したり、その対応について苦情・意見・要望等を〇〇センターの職員に伝えたりしたことに関する情報一切。少なくとも同センターと経営管理課を担当課にお含め下さい。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、「異議申立却下に伴う電話対応について」（以下「本件文書」という。）に記録された個人情報を特定し、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定により、実施機関に対し、平成30年11月4日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、平成30年12月4日付け〇〇第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 本件審査請求の趣旨

(ア) 本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

(イ) 自己情報開示決定通知書にも、教示文を付することを求める。

イ 本件審査請求の理由

(ア) 文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用

除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。本件開示請求の内容及び請求対象たる事案の性質からして、本件文書が特定されたもので尽くされているとは、到底、考えられない。

(イ) 全部開示の場合に教示文を付さないことは、全部開示の場合でも文書の特定等で争うことができるため、条例等に違反する。

(2) 審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 本件決定で特定されたもの以外にも、本件苦情等につき担当職員がその上司等に対して行った報告に関する文書、本件文書に係る起案文書等も当然、対象個人情報に記載した行政文書として特定すべきである。

イ 教示の不備が処分の手続上の瑕疵として処分の取消事由となるものであるから、本件決定は、当然に取り消すべきである。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 対象文書の特定及び内容について

ア 対象文書の特定について

本件開示請求を受け、本件文書を特定し、本件決定を行った。

イ 本件文書の内容

本件文書は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に審査請求人より異議申立却下の決定についての電話があり、その対応内容についてまとめた文書である。

(2) 本件決定の妥当性

ア 本件文書の特定について

審査請求人は、前記3(1)イ(ア)のとおり、本件決定に当たり実施機関が行った行政文書の特定は不十分である旨主張しているものと解される。

しかしながら、実施機関が本件決定で特定した文書は、実施機関が十分な探索を経て適切に特定したものである。

また、審査請求人が言う「(実施機関が)対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断すること」の意味は必ずしも明らかではないが、少なくともこのような判断が行われた事実は認められない。

したがって、本件文書の特定に係る審査請求人の主張には理由がない。

イ 教示文の有無について

審査請求人は、前記3(1)イ(イ)のとおり、全部開示の場合でも文書の特定等で争うことができるため、教示文を付さないことは、条例等に違反する旨主張する。

しかしながら、法に基づく審査請求は、行政庁の処分の違法又は不当

を理由として当該処分の取消し等を求める（法第2条及び第46条）か、あるいは、法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした場合に、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁が当該申請に対して何らの処分もしないときに、その違法又は不当の宣言を求める（法第3条及び第49条）制度である。

これを本件についてみると、審査請求人は、本件審査請求で、処分庁に教示文を付すよう求めているが、このような一定の作為を求めることは、法の許容しない審査請求であり、不適法であるから却下を免れない。

ウ 結論

以上のとおり、本件文書の特定については審査請求人の主張には理由がないため、棄却されるべきであり、教示文の有無については不適法であるため却下されるべきである。

5 審議会の判断

(1) 本件開示請求の内容及び本件決定について

ア 本件開示請求は、審査請求人が行った行政文書開示請求に対する決定に係り、審査請求人がした異議申立てを実施機関が却下決定したことについて、苦情・意見・要望等（以下「本件苦情意見等」という。）を実施機関の職員に伝えたりしたことに関する個人情報を求めるものである。

イ 実施機関は、前記2（2）のとおり、本件文書に記録されている個人情報をも特定し、本件決定を行った。

(2) 個人情報の特定について

審査請求人は、前記3（1）イ（ア）及び（2）アのとおり、文書の探索が不十分であると主張し、また、存在する可能性のある個人情報を例示しているので、以下検討する。

審査請求人は、本件文書以外にも、本件苦情意見等につき担当職員がその上司等に対して行った報告に関する文書、本件文書に係る起案文書等を特定すべきであると主張している。

審議会において確認したところ、本件苦情意見等に係る上司への報告は、本件文書を上司に供覧することにより行われ、供覧は本件文書の上部余白において処理したことが認められた。そして、審議会の事務局職員をして、改めて実施機関にその保有する個人情報を探索させたところ、本件文書以外に本件開示請求に係る個人情報が存在したとは認められなかった。

したがって、実施機関による本件文書の特定に不合理な点があるとは言えない。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年12月4日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
平成31年1月23日	反論書の写しの受理
令和3年2月25日	審議（令和2年度第8回第1部会）
令和3年3月25日	審議（令和2年度第9回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
海野 朋子	千葉家庭裁判所家事調停委員	
川瀬 貴之	千葉大学大学院 社会科学研究院准教授	
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部特任教授	部会長
永嶋 久美子	弁護士	部会長職務代理者